

高知県社会福祉法人等指導監査実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が実施する次の各号に掲げる指導監査、助言及び技術的助言について必要な事項を定める。

- (1) 社会福祉法人に対する社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づく指導監査
- (2) 社会福祉施設に対する社会福祉各法の規定に基づく指導監査
- (3) 市町村（中核市を除く。）に対する老人福祉の措置に関する老人福祉法の規定に基づく助言、身体障害者福祉の援護に関する身体障害者福祉法の規定に基づく助言及び児童福祉の業務に関する児童福祉法の規定に基づく助言、並びに知的障害者福祉の更生援護の実施及び保育の実施に関する地方自治法の規定に基づく技術的助言

(実施体制)

第2条 指導監査は、福祉指導課と地域福祉政策課、長寿社会課、障害福祉課、子ども家庭課及び幼保支援課（以下「関係事業課」という。）の職員の有機的な連携の下、原則として当該職員2名以上で実施する。

2 前項の規定にかかわらず、県福祉保健所が所掌する法人及び施設の指導監査については、県福祉保健所の職員により行うものとし、原則として2名以上で実施する。

第2章 社会福祉法人

(基本理念)

第3条 社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査（以下この章において「法人指導監査」という。）は、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るものとする。

(指導監査項目)

第4条 法人指導監査の事項は、次のとおりとする。

- (1) 法人運営
- (2) 事業
- (3) 管理（人事、資産、会計）
- (4) その他

(指導監査の種類)

第5条 法人指導監査は、一般監査と特別監査とし、いずれも実地において行う。ただし、一般監査については、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地においてこれを行うことが困難であるものとして、厚生労働省社会・援護局長が定めるところにより、実地によらないことができるものとする。

2 一般監査は、一定の周期で実施する。その実施に当たっては、第7条における指導監査実施計画を策定した上で、別に定める「社会福祉法人に対する指導監査方針」（以下「方針」という。）に基づき実施する。

3 特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施する。その実施に当たっては、方針に基づいて行うほか、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行う。

(一般監査の実施の周期)

第6条 毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の法人指導監査の状況を勘案し、以下の事項を満たす法人に対する一般監査の実施の周期については、3年に1回とする。ただし、法人に対する一般監査と施設又は事業に対する監査との実施の周期が異なる場合において、これらの監査を併せて実施することが福祉指導課と関係事業課及び法人にとって効率的かつ効果的であると認められること等特別の事情のあるときは、福祉指導課と関

係事業課の判断により、監査の実施の周期を3年に1回を超えない範囲で設定することができる。その場合には、法人の理解と協力が得られるよう十分に配慮するものとする。

- (1) 法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。
 - (2) 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。
- 2 前項にかかわらず、前項の各号に掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次の各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、関係事業課が毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般監査の実施の周期を、各号に掲げる周期まで延長することができる。
- (1) 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回
 - (2) 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せず、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回
 - (3) 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合 4年に1回
- 3 第1項にかかわらず、第1項の各号に掲げる事項について問題が認められない法人のうち第2項に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当する場合にあっては、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると関係事業課が判断するときは、一般監査の実施の周期を4年に1回まで延長することができる。
- (1) 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）又はISO9001の認証取得施設を有していること。
 - (2) 地域社会に開かれた事業運営が行われていること（例えば、福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われていること等。）。
 - (3) 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。
- 4 新たに設立された法人に対する一般監査については、設立年度又は次年度において、当該法人の設立後速やかに実施する。
- 5 法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、第7条における指導監査実施計画にかかわらず、必要に応じて法人指導監査を実施する等適切に対応する。

（指導監査方針及び指導監査実施計画の策定）

第7条 指導監査方針及び指導監査実施計画の策定に当たっては、国の指導監査方針及び過去の法人指導監査の結果を勘案するとともに、関係事業課と協議して、効果的な法人指導監査が実施できるよう努めるものとする。

- 2 中核市である高知市とは、法人に係る情報交換を図り、県市の連携を保持するように努めるものとする。

（指導監査の実施通知）

第8条 法人指導監査の実施に当たっては、当該法人に対し、指導監査職員の氏名、指導監査期日その他必要な事項を事前に文書で通知するものとする。ただし、法人の運営等に問題が発生した

場合、又はそのおそれがあると認められる場合は、法人指導監査の開始時に文書を提示するなどの方法で行うことができる。

2 法人指導監査の実施に当たっては、事前に法人より必要な書類の提出を求めることができる。

(指導監査の実施上の留意点)

第9条 指導監査職員は、過去の法人指導監査の結果から、事前に問題点について十分調査・検討し、実効性のある法人指導監査の実施に努めなければならない。

2 指導監査職員は、法人指導監査に当たっては、関係者の理解と自発的な協力が得られるよう配慮し、公正な態度で臨まなければならない。

(指導監査事項の省略等)

第10条 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人並びに法第45条の19に規定する会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人については、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、方針の「Ⅲ管理」の「3会計管理」に関する監査事項を省略することができる。ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、法人指導監査において確認するものとする。

2 専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人については、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものにより、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると各関係事業課が判断する場合には、方針の「Ⅲ管理」の「3会計管理」に掲げる監査事項を省略することができる。

3 第1項の会計監査及び第2項の専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援を受けている法人に対する法人指導監査を実施するに当たっては、方針の「Ⅰ組織運営」に掲げる項目及び監査事項に関して、会計監査を行った者又は専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものの内容を活用し、効率的な実施を図る。

(指導監査の結果の講評)

第11条 指導監査職員は、法人指導監査終了後、法人の責任者及び関係者の出席を求め、改善が必要な事項について十分な理解が得られるように講評するものとする。

(指導監査の結果報告)

第12条 指導監査職員は、法人指導監査の終了後遅滞なく結果報告書を作成しなければならない。

(指導監査の結果及び改善状況の報告)

第13条 法人指導監査の結果に基づいて行う法人への指導は、以下の各号のとおり実施する。

ただし、第1号のイ及び第2号の指導を行う場合は、法人と指導の内容に関する認識を共有できるよう配慮する。

(1) 法令又は通知の違反が認められる場合

ア 違反が認められる事項については、関係事業課と合議の上、原則として、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導する（文書指導）。また、改善措置の具体的な内容について、期限を付して法人から報告をさせ、福祉指導課と関係事業課が必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、実地において調査を行うことができる。

イ 違反の程度が軽微である場合又は違反についてアの指導を行わなくても改善が見込まれる場合は、関係事業課と合議の上、口頭により指導すること（口頭指導）ができる。

(2) 法令又は通知の違反が認められない場合

法人運営に資するものと考えられる事項についての助言を行うことができる。

2 前項の指導に際しては、単に改善を要する事項の指導にとどまることなく、具体的な根拠を示して行うものとする。また、法人との対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得るよう努め、自律的な運営を促すものとする。

3 第1項の指導を行った事項について改善が図られない場合には、関係事業課により、法第56条第4項又は第58条第2項の規定に基づき、改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告（以下「改

善勧告」という。)をする等所要の措置を講ずる。

- 4 前項の改善勧告を受けた法人が、当該勧告に従わなかったときは、関係事業課により法第56条第5項の規定に基づき、その旨公表をする等所要の措置を講ずる。
- 5 第3項の改善勧告を受けた法人が、正当な理由なく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、関係事業課により、法第56条第6項又は第58条第3項の規定に基づき、当該勧告に係る措置をとるべき旨の命令（以下「改善命令」という。）をする等所要の措置を講ずる。
- 6 前項の改善命令に従わないときは、関係事業課により、法第56条第7項及び第8項の規定に基づく業務の全部若しくは一部の停止の命令、役員了解職勧告又は解散命令等も検討の上、適切な改善措置を速やかに実施する。

(指導監査結果の公表)

第14条 法人指導監査の結果及び当該結果通知に対する改善状況については、原則として公表する。

第3章 社会福祉施設

(基本理念)

第15条 社会福祉施設（以下「施設」という。）に対する指導監査（以下この章において「施設指導監査」という。）は、関係する法令等に照らし、施設の運営等の全般にわたって適正な内容を確保させるとともに、適正な入所措置等の確保を図り、もって、福祉サービスの利用者の利益の保護等に寄与するものとする。

(指導監査項目)

第16条 施設指導監査の事項は、次のとおりとする。

- (1) 組織運営管理
- (2) 施設運営管理
- (3) 入所者等処遇
- (4) その他必要事項

(指導監査の種類等)

第17条 施設指導監査は、一般監査及び特別監査とする。

- 2 前項の一般監査は、毎年度当初に策定する指導監査実施計画に基づき実施する。
- 3 第1項の特別監査は、次の各号に掲げる場合に該当する施設に対し、必要に応じて随時、実地監査を実施するものとする。
 - (1) 監査指示事項を改善する姿勢が認められない場合
 - (2) 法令等に抵触し、施設の運営に著しい支障を及ぼしていると認められる場合
 - (3) 施設長等が、施設の運営に著しい支障を及ぼしていると認められる場合
 - (4) 施設の入所者等の処遇が著しく劣悪と認められる場合
 - (5) 前各号に定めるもののほか、施設の運営に著しい不備があり、社会福祉事業に対する信頼を傷つけると認められる場合
- 4 前項に定めるもののほか、施設指導監査の結果通知により、指示した事項の改善状況を確認するため、必要に応じ特別監査として確認監査を実施する。

(指導監査の実施方法)

第18条 前条第1項の一般監査については、入所者等の処遇及び運営に問題のない施設については、3年に1回実地による指導監査を実施する。

- 2 前項の取扱いにかかわらず、児童福祉施設については、年度ごとに1回以上実地による指導監査を実施する。ただし、当該児童福祉施設について次の各号のいずれかに該当する場合は、実地によらない指導監査を実施することができる。
 - (1) 天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地による指導監査を行うことが著しく困難又は不相当と認められる場合
 - (2) 前年度の実地による指導監査の結果その他内閣府令で定める事項を勘案して実地による指導監査が必ずしも必要でないと認められる場合
- 3 第1項及び第2項の取扱いにかかわらず、施設の運営等に問題が発生した場合、又はそのおそれがあると認められる場合は、随時、実地による指導監査を実施する。
- 4 障害者支援施設については、原則として、社会福祉施設（障害福祉施設）に対する指導監査方

針（別紙）「障害者支援施設等の主眼事項及び着眼点」における下線を付した項目以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとする。

（指導監査の結果通知等）

第19条 施設指導監査の結果、是正・改善を求める必要のある事項については、関係事業課と合議の上、具体的な是正改善方法を記載し、かつ、報告の期限を付した施設指導監査の結果通知書により当該改善状況の報告を求めるものとする。

2 施設指導監査の結果、著しい不正や改善指示の無視等があり、関係法令等に基づき、改善命令等是正措置を講じる必要がある場合は、関係事業課と協議するものとする。

（準用）

第20条 第7条から第9条まで、第11条、第12条及び第14条の規定は、社会福祉施設について準用する。この場合において、これらの規定（第7条第2項を除く。）中「法人指導監査」とあるのは「施設指導監査」と、第7条第2項、第8条及び第11条中「法人」とあるのは「施設」と、第8条第1項中「当該法人」とあるのは「当該施設」と読み替えるものとする。

第4章 市町村

（基本理念）

第21条 市町村に対する助言及び技術的助言（以下「市町村助言」という。）は、関係する法令等に照らし、適正な入所措置等の確保を図り、もって、福祉サービスの利用者の利益の保護等に寄与するものとする。

（市町村助言の項目）

第22条 市町村助言の事項は、次のとおりとする。

- （1）実施体制の確保
- （2）適正な入所措置等の確保

（市町村助言の実施）

第23条 市町村助言は、必要に応じて実施する。ただし、保育の実施に関するものは、年1回とする。

（準用）

第24条 第7条（第2項を除く。）、第8条（第1項ただし書を除く。）、第9条、第11条、第12条及び第19条（第2項を除く。）の規定は、市町村について準用する。この場合において、これらの規定（第19条を除く。）中「法人指導監査」とあるのは「市町村助言」と、第8条第1項中「当該法人」とあるのは「当該市町村」と、第8条第2項中「法人」とあるのは「市町村」と、第11条中「法人の責任者」とあるのは「市町村の担当者」と、第19条中「施設指導監査」とあるのは「市町村助言」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

（雑則）

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉指導課長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月12日から施行する。
- 2 高知県社会福祉法人等指導監査実施要綱（平成21年7月7日施行）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月28日から施行する。